

仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号
		業 補 第 2 2 号
水成膜泡消火薬剤の交換・処分役務		作 成
		令和5年12月1日
		作成部隊等名
		木更津駐屯地業務隊

1 役務名称

水成膜泡消火薬剤の交換・処分

2 総則

2.1 適用範囲

この仕様書は、木更津駐屯地において実施する水成膜泡消火薬剤の回収・充填・運搬・処分について規定する。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

契約の相手方は、木更津駐屯地において実施する救難消防自動車タンク内消火薬剤及びポリ容器入り消火薬剤及び容器の収集・運搬・処分・充填を行うものとする。

3.2 交換薬剤の種類

交換薬剤の種類は、表1による。

表1-薬剤の種類

種別	条件指定
水成膜泡消火薬剤	PFOAの有害物質を含有する薬剤

3.3 作業実施場所

作業実施場所は、表2による。

表2-作業実施場所等及び薬剤量

場所	種類	タンク数	合計	回収運搬総量	充填量
消防車駐車場所及び 車両整備工場敷地内	救難消防車	4800×2	9600	9600	7000
	ポリ容器	200×6	1200	1200	/

3.4 交換済み薬剤等の処分

契約の相手方は、回収済み薬剤、容器、薬剤が吸着した消耗品等の処分に当たっては、法律に基づき適切に行うものとする。

4 品質保証

契約の相手方は、本役務終了後官側に提出書類及び管理票（マニフェスト）E表を提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

5 提出書類

契約の相手方は、表3の書類を提出するものとする。

表3-提出書類

品名	数量	記載事項	様式
作業報告書	1式	作業前・中・後 格納庫名及び薬剤の種類に記載	会社様式

6 その他

その他は次による。

- a) 木更津駐屯地の立ち入りに際しては、所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 入門者は全員日本国籍を有する者とする。
- c) 駐屯地の中での行動は、駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域及び必要のある場所以外への立ち入りを禁止する。やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- d) 契約の相手方は、契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も、同様とする。
- e) 契約の相手方は、提出書類に必要な場合において無許可の撮影をしてはならない。
- f) 充填する薬剤は官側が準備するものとし、処理に必要な使用機材、機器及び消耗品は、契約の相手方が準備するものとする。
- g) 契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な処理を講ずるなど安全管理を徹底するものとする。
- h) 実施業者は、作業実施上の不備により機器又は周辺施設に損害を与えた場合は、無償にて速やかに修理又は交換等を実施するものとする。
- i) 管理票（マニフェスト）E票の提出期限は、令和6年3月25日までとする。

7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。